

令和3年度第2回 千葉県情報公開推進会議

日 時：令和3年11月18日（木）

午後3時00分から

場 所：WEB会議

（千葉県庁中庁舎1階）  
（審査情報課委員会室）

次 第

第1部（公開・傍聴可）

1 開 会

2 議 題

（1）千葉県情報公開推進会議の令和2年度活動実績等について（報告）

（2）情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

第2部（非公開）

1 議 題

苦情調査結果の検討について（令和2年度苦情事案1外13件）

2 閉 会

## 千葉県情報公開推進会議委員名簿

(任期：令和3年7月7日から令和5年7月6日まで)

委員の区分	委 員	
	氏 名	役 職 名
学 識 経 験 者	おがの しょういち 小賀野 晶一	中央大学法学部教授
	すえよし とわ 末吉 永久	弁護士
	たなか だいすけ 田中 大介	弁護士
住 民 の 代 表 者	おぐら ひさこ 小倉 久子	環境パートナーシップちば 理事
	すずき まさる 鈴木 勝	千葉県商工会連合会 専務理事
	ばばさき まさこ 馬場崎 雅子	中核地域生活支援センター 夷隅ひなた所長
	はまづめ だいすけ 濱詰 大介	千葉県PTA連絡協議会 会長

(敬称略)

**令和3年度第2回 千葉県情報公開推進会議  
会議資料**

令和3年11月18日

## ○ 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

### 1 令和2年度の活動実績

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の調査結果の検討などを行っている。

#### (1) 会議（公開）の開催状況

##### 令和2年度第1回会議（令和2年11月5日）

ア 千葉県情報公開推進会議の令和元年度の活動実績及び情報提供の状況について説明があり、質疑があった。

イ 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について説明があり、質疑及び意見があった。

#### (2) 会議（非公開）の開催状況

##### ア 令和2年度の苦情の調査結果の検討状況について

令和2年度は、8件（申出実人数2名）の苦情申出があった。

令和元年度に提出された苦情21件（申出実人数1名）を審議し、実施機関に是正を求めた事案は13件（苦情事案1～10及び15～17）であった。

- ・ 第1回会議（令和2年11月5日）21件審議（令和元年度苦情事案1～21）

##### イ 令和元年度に提出された苦情の検討結果について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる以下の13件について、是正等に関する意見を通知した。

- ・ 苦情事案1～9 : 審査請求人への弁明書の送付、諮問、審理手続併合の遅延
- ・ 苦情事案10 : 答申を受けてから決定を行うまでの遅延
- ・ 苦情事案15 : 決定通知書に誤った根拠法令を記載
- ・ 苦情事案16 : 決定通知書をプレビューのまま送付
- ・ 苦情事案17 : 諮問通知書に誤った根拠法令を記載

【参考】苦情処理状況（件）

年度 処理結果	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2
実施機関に是正を求めた事案	6	5	7	6	5	0	2	1	4	7	18	13	0
実施機関の対応に不適切な点がなかった事案	19	4	9	16	10	15	4	16	5	3	4	5	0
行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案	0	0	0	3	3	2	0	3	5	1	5	3	0
取下げの事案	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
処理中の事案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
年度別 苦情件数  (申出実人数)名	25 (2)	9 (6)	16 (2)	25 (2)	19 (2)	17 (1)	6 (2)	20 (2)	14 (3)	11 (3)	27 (2)	21 (1)	8 (2)

## 2 請求の状況

### (1) 請求(申出)の状況

年度	30	元	2
請求件数(うち申出)	910(4)	915(0)	1,197
決定件数	9,821	11,933	12,280

※申出とは、千葉県情報公開条例の開示請求権者以外のものから任意的な開示を求められた場合によるもの。

※請求件数とは、提出された行政文書開示請求書等の件数である。

※決定件数とは、行政文書開示請求等に対して決定された文書の件数である。

※平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていません。

### (2) 実施機関別決定件数

年度		30	元	2
知事部局	件数	7,116	8,935	6,727
	割合	72.5%	74.9%	54.8%
教育委員会	件数	1,869	1,904	4,166
	割合	19.0%	16.0%	33.9%
選挙管理委員会	件数	146	206	21
	割合	1.5%	1.7%	0.2%
監査委員	件数	29	58	0
	割合	0.3%	0.5%	0.0%
人事委員会	件数	2	1	2
	割合	0.0%	0.0%	0.0%
企業局(平成30年度までは水道局及び企業土地管理局)	件数	175	161	656
	割合	1.8%	1.3%	5.3%
その他	件数	441	668	708
	割合	4.5%	5.6%	5.8%
合計	件数	9,821	11,933	12,280
	割合	100%	100%	100%

※平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていません。

### (3) 請求の処理状況

年度		合計	開示	部分開示	不開示	取下げ
30	件数	9,821	3,549	5,891	381	47
	割合	100%	36.1%	60.0%	3.9%	0.5%
元	件数	12,090	3,799	7,564	727	42
	割合	100%	31.4%	62.6%	6.0%	0.3%
2	件数	12,280	4,042	7,792	446	117
	割合	100%	32.9%	63.5%	3.6%	1.0%

※平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていません。

## (4) 決定件数の各県比較

年 度	30	元	2
千葉県	9,821	12,090	12,280
茨城県	5,898	7,149	—
栃木県	18,251	20,011	20,774
群馬県	6,217	—	—
埼玉県	5,541	6,918	4,597
東京都	11,374	10,056	8,479
神奈川県	6,011	7,571	12,382

※東京都は処分件数を1件として計上している。

※千葉県は平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていません。

## 3 不服申立ての状況

## (1) 不服申立ての状況

(件)

年 度	28	29	30	元	2
知事部局	8	57	83	14	19
教育委員会	163	10	38	9	4
その他	23	25	10	6	11
合 計	194	92	131	29	34

## (2) 不服申立ての処理状況

(件)

年 度	前年度 未処理	新 規 申 立 て	裁 決 ・ 決 定 等					年 度 末 未 処 理
			認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	
令和2年度	542	34	1	4	6	0	1	564
			12					

## 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和2年2月7日

千葉県情報公開推進会議  
会長

様

郵便番号  
住所  
氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名  
連絡先電話番号]

担当者名

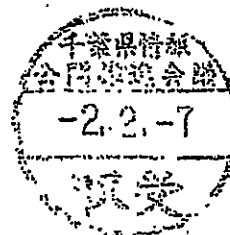
(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開  
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>審査情報課の職員の話では、千葉県情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県議会情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求であれ、情報提供であれ、CD-RやDVD-Rにより交付する場合には、少し前からパスワードをかけているとのことであり、実際に、交付されたものにもパスワードがかけられていた。</p> <p>しかし、パスワードをかけると、利用することに不便であり(ものによっては、DVD-RからPCにダウンロードしなければ利用できないものもあった。そうすると、PCの容量を圧迫してしまう。)、開示請求者側にはパスワードを覚えておく義務はないのに、いったん紛失してしまうと、永久に開示文書にアクセスできなくなってしまう。実際、アメリカ合衆国のFOIAでは開示されるCD-R等にパスワードをかけていないが、何ら支障は生じていない。</p> <p>したがって、開示請求者がパスワードをかけるよう希望すればパスワードをかけ、開示請求者がパスワードをかけるよう希望しなければパスワードをかけないことにすべきである。</p>
-------	--

以上



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和3年7月8日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☑千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☑千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>現在、千葉県情報公開条例第27条の2第2項又は千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べても、千葉県情報公開条例第27条の2第3項又は千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項の規定により情報公開事務に係る苦情を申し出た場合と違って、提出者に個別に回答が届かないものとなっている。意見に対する判断は、貴推進会議事務局職員によると、議事録として公表することによって明らかにすることになっているとされている。</p> <p>しかし、前回の貴推進会議の開催から相当期間が経過しても、当該議事録が公表されていない。</p> <p>これは、平成31年2月18日付けで同様の内容の「情報公開制度の運営の改善に関する意見書」を提出したが、改善されていないことの表れである。</p> <p>さらに、前回の意見書提出に係り、貴推進会議の当該審議部分が公開で行われたにもかかわらず、提出者本人が同会議の開催後に問い合わせたときに、貴推進会議事務局職員からは回答できないとの話があった。</p> <p>したがって、改善の意見についても、苦情申し出と同様に、その提出者本人に個別に回答すべきであり、それができなければ、議事録としての公表に係る標準処理期間を1週間程度に設定して公にしておくべきである。いずれにせよ、提出者本人が同会議の開催後に問い合わせたときには具体的な判断の内容を回答すべきである。</p> <p>このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。</p> <p>以上以下余白</p>
-------	---

